

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について、法第9条の2の規定に基づき住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等について、法第9条の4の規定に基づき危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの基準等について並びに法第22条第4項の規定に基づき火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について定めるとともに、大和市における火災予防上必要な事項を定めることを目的とする。

【解説】

本条は、この条例の目的を規定したものであり、火災の予防に関しこの条例に規定すべき事項を定めることを目的としています。

具体的には、消防法（以下「法」という。）の規定に基づく事項とその他火災予防上必要な事項を定めることとしており、次のとおり各条に規定されています。

<法の規定に基づく事項>

- 1 法第9条の規定に基づく火を使用する設備、器具及びその使用により火災の発生のおそれのある設備、器具の技術上の基準及び火の使用に関する制限（条例第3章第3条から第28条まで）
 - (1) 火を使用する設備及びその使用により火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準
 - ・ 炉、ふろがま、温風暖房機、厨房設備、ボイラー、ストーブ（移動式のものを除く。）、壁付暖炉、乾燥設備、サウナ設備、簡易湯沸設備、給湯湯沸設備、燃料電池発電設備、掘りごたつ及びいろり、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備（グラビヤ印刷機、ゴムスプレッター、起毛機、反毛機等）、放電加工機、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備、ネオン管灯設備、舞台装置、展示装飾等の電気設備、避雷設備、水素ガスを充てんする気球等について、その位置、構造及び管理の基準を規定しています。
 - (2) 火を使用する器具及びその使用により火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準・液体燃料、固体燃料及び気体燃料を使用する器具並びに電気を熱源とする器具について、その取扱いの基準を規定しています。
 - (3) 火の使用に関する制限等
 - ・ 劇場等の公衆集合場所又は文化財である建造物での喫煙等、空地及び空家の管理、たき火、

がん具用煙火、化学実験室等、作業中の防火管理について規定しています。

- 2 法第9条の2の規定に基づく住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準（条例第3章の2第29条2から第29条の7まで）

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準及び住宅防火対策の一層の推進と住民自らの住宅火災の予防に係る努力義務について規定しています。

- 3 法第9条の4の規定に基づく指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵、取扱いの技術基準（条例第4章第30条から第34条の3まで）

- (1) 指定数量未満の危険物の貯蔵、取扱いの技術基準

法第9条の4の規定に基づく危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物の貯蔵及び取扱いの遵守事項等並びに指定数量の5分の1以上指定数量未満（以下「少量危険物」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準、少量危険物取扱所の位置、構造及び設備の基準等を規定しています。

※「危険物」とは、法第2条第7項で定義され、具体的には法別表第1に掲げる物品で一定の性状を有するものをいいます。（例：ガソリン・灯油・軽油など）

※「指定数量」とは、その危険性を勘案して危政令で定める数量とされています。これを受け、別表第3では、「類別」、「品名」及び「性質」に応じ、それぞれ「指定数量」が定められています。

- (2) 指定可燃物の貯蔵、取扱いの技術基準

法第9条の4の規定に基づく指定可燃物（例：綿花類・合成樹脂等）の貯蔵及び取扱いの基準について、規定しています。

- 4 法第22条の4の規定に基づく火災に関する警報の発令中における火の使用制限(条例第3章第29条)

火災に関する警報の発令中の火の使用を特別に制限したものです。

<その他火災予防上必要な事項>

- 1 避難管理（条例第5章第35条から第42条まで）

劇場等の屋内又は屋外の客席の避難通路、キャバレー等の客席の避難通路、百貨店等の売場又は展示場の避難通路について規定するほか、劇場等の定員、避難施設及び防火設備について規定しています。

- 2 屋外催しに係る防火管理（条例第5の2第42条の2・第42条の3）

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模な催しで消防長が指定催しとして指定する催しの防火管理体制について規定しています。

3 各種届出等（条例第6章第43条から第47条まで）

防火対象物の使用開始の届出、火を使用する設備等の設置届出、火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為の届出、煙火の打上げ、仕掛け、臨時の催物、水道の断減水、消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事、露店等の開設の届出、指定洞道の届出、一定数量以上の少量危険物及び指定可燃物の貯蔵又は取扱いの届出、危険物タンクの水張検査・水圧検査について規定しています。

第2章 削除

第2条 削除

第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準

(炉)

第3条 炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合（不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で有効に仕上げをした建築物等（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第5条第1項第1号に規定する建築物等をいう。以下同じ。）の部分の構造が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）であって、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。以下同じ。）で造ったものである場合又は当該建築物等の部分の構造が耐火構造以外の構造であって、間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）である場合をいう。以下同じ。）を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。

ア 別表第3の炉の項に掲げる距離

イ 対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）により得られる距離

(2) 可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設けること。

(3) 可燃性のガス又は蒸気が発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。

(4) 階段、避難口等の付近で避難の支障となる位置に設けないこと。

(5) 燃焼に必要な空気を取り入れることができ、かつ、有効な換気を行うことができる位置に設けること。

(6) 屋内に設ける場合にあつては、土間又は不燃材料のうち金属以外のもので造った床上に設けること。ただし、金属で造った床上又は台上に設ける場合において防火上有効な措置を講じたときは、この限りでない。

(7) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を不燃材料で造ること。

(8) 地震その他の振動又は衝撃（以下「地震等」という。）により容易に転倒し、亀（き）裂し、又は破損しない構造とすること。

(9) 表面温度が過度に上昇しない構造とすること。

(10) 屋外に設ける場合にあつては、風雨等により口火及びバーナーの火が消えないような措置

を講ずること。ただし、第 18 号の 2 アに掲げる装置を設けたものにあつては、この限りでない。

(11) 開放炉又は常時油類その他これらに類する可燃物を煮沸する炉にあつては、その上部に不燃性の天蓋（がい）及び排気筒を屋外に通ずるように設けるとともに、火粉の飛散又は火炎の伸長により火災の発生のおそれのあるものにあつては、防火上有効な遮へいを設けること。

(12) 溶融物があふれるおそれのある構造の炉にあつては、あふれた溶融物を安全に誘導する装置を設けること。

(13) 削除

(14) 熱風炉に附属する風道については、次によること。

ア 風道並びにその被覆及び支枠は、不燃材料で造るとともに、風道の炉に近接する部分に防火ダンパーを設けること。

イ 炉からアの防火ダンパーまでの部分及び当該防火ダンパーから 2 メートル以内の部分、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に 15 センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、厚さ 10 センチメートル以上の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

ウ 給気口は、じんあいの混入を防止する構造とすること。

(15) 薪、石炭その他の固体燃料を使用する炉にあつては、たき口から火粉等が飛散しない構造とするとともに、ふたのある不燃性の取灰入れを設けること。この場合において、不燃材料以外の材料で造った床面上に取灰入れを設けるときは、不燃材料で造った台上に設けるか、又は防火上有効な底面通気をはかること。

(16) 削除

(17) 灯油、重油その他の液体燃料を使用する炉の附属設備は、次によること。

ア 燃料タンクは、使用中燃料が漏れ、あふれ、又は飛散しない構造とすること。

イ 燃料タンクは、地震等により容易に転倒又は落下しないように設けること。

ウ 燃料タンクとたき口との間には、2 メートル以上の水平距離を保つか、又は防火上有効な遮へいを設けること。ただし、油温が著しく上昇するおそれのない燃料タンクにあつては、この限りでない。

エ 燃料タンクは、その容量（タンクの内容積の 90 パーセントの量をいう。以下同じ。）に応じ、次の表に掲げる厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で気密に造ること。

タンクの容量	板厚
5 リットル以下	0.6 ミリメートル以上
5 リットルを超え 20 リットル以下	0.8 ミリメートル以上
20 リットルを超え 40 リットル以下	1.0 ミリメートル以上
40 リットルを超え 100 リットル以下	1.2 ミリメートル以上
100 リットルを超え 250 リットル以下	1.6 ミリメートル以上
250 リットルを超え 500 リットル以下	2.0 ミリメートル以上
500 リットルを超え 1,000 リットル以下	2.3 ミリメートル以上
1,000 リットルを超え 2,000 リットル以下	2.6 ミリメートル以上
2,000 リットルを超えるもの	3.2 ミリメートル以上

オ 燃料タンクを屋内に設ける場合にあつては、不燃材料で造った床上に設けること。

カ 燃料タンクの架台は、不燃材料で造ること。

キ 燃料タンクの配管には、タンク直近の容易に操作できる位置に開閉弁を設けること。ただし、地下に埋設する燃料タンクにあつては、この限りでない。

ク 燃料タンク又は配管には、有効なる過装置を設けること。ただし、ろ過装置が設けられた炉の燃料タンク又は配管にあつては、この限りでない。

ケ 燃料タンクには、見やすい位置に燃料の量を自動的に覚知することができる装置を設けること。この場合において、当該装置がガラス管で作られているときは、金属管等で安全に保護すること。

コ 燃料タンクは、水抜きができる構造とすること。

サ 燃料タンクには、通気管又は通気口を設けること。この場合において、当該燃料タンクを屋外に設けるときは、当該通気管又は通気口の先端から雨水が浸入しない構造とすること。

シ 燃料タンクの外面には、さび止めのための措置を講ずること。ただし、アルミニウム合金、ステンレス鋼その他さびにくい材質で作られた燃料タンクにあつては、この限りでない。

ス 燃焼装置に過度の圧力がかかるおそれのある炉にあつては、異常燃焼を防止するための減圧装置を設けること。

セ 燃料を予熱する方式の炉にあつては、燃料タンク又は配管を直（じか）火で予熱しない構造とするとともに、過度の予熱を防止する措置を講ずること。

(18) 液体燃料又はプロパンガス、石炭ガスその他の気体燃料を使用する炉にあつては、多量の

未燃ガスが滞留せず、かつ、点火及び燃焼の状態が確認できる構造とするとともに、その配管については、次によること。

ア 金属管を使用すること。ただし、燃焼装置、燃料タンク等に接続する部分で金属管を使用することが構造上又は使用上適当でない場合は、当該燃料に侵されない金属管以外の管を使用することができる。

イ 接続は、ねじ接続、フランジ接続、溶接等とすること。ただし、金属管と金属管以外の管を接続する場合にあっては、差込接続とすることができる。

ウ イの差込接続による場合は、その接続部分をホースバンド等で締めつけること。

(18)の2 液体燃料又は気体燃料を使用する炉にあっては、必要に応じ次の安全装置を設けること。

ア 炎が立ち消えた場合等において安全を確保できる装置

イ 未燃ガスが滞留するおそれのあるものにあつては、点火前及び消火後に自動的に未燃ガスを排出できる装置

ウ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、温度が過度に上昇した場合において自動的に燃焼を停止できる装置

エ 電気を使用して燃焼を制御する構造又は燃料の予熱を行う構造のものにあつては、停電時において自動的に燃焼を停止できる装置

(18)の3 気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、電線、電気開閉器その他の電気設備が設けられているパイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所には設けないこと。ただし、電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合においては、この限りでない。

(19) 電気を熱源とする炉にあっては、次によること。

ア 電線、接続器具等は、耐熱性を有するものを使用するとともに、短絡を生じないように措置すること。

イ 炉内の温度が過度に上昇するおそれのあるものにあつては、必要に応じ温度が過度に上昇した場合において自動的に熱源を停止できる装置を設けること。

2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 炉の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。

(2) 炉及びその附属設備は、必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な

知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに行わせること。

- (4) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (5) 燃料の性質等により異常燃焼を生ずるおそれのある炉にあつては、使用中監視人を置くこと。ただし、異常燃焼を防止するために必要な措置を講じたときは、この限りでない。
 - (6) 燃料タンクは、燃料の性質等に応じ、遮光し、又は転倒若しくは衝撃を防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 入力 350 キロワット以上の炉にあつては、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口等に防火戸（建築基準法第 2 条第 9 号の 2 口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）を設けた室内に設けること。ただし、炉の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、液体燃料を使用する炉の位置、構造及び管理の基準については、第 30 条及び第 31 条の 2 から第 31 条の 5 まで（第 31 条の 4 第 2 項第 1 号から第 3 号まで及び第 8 号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

- 1 本条は、火を使用する設備及びその使用に際し火災の発生するおそれのある設備（以下「火気設備」という。）のうち、炉について規制したもので、火気設備の規制に関する基本規定であり、条例第 3 条の 2 から第 9 条の 2 については、本条を準用する規定を設けています。

なお、設備とは、使用形態上容易に移動できないものをいい、移動可能なものについては、条例第 18 条から第 22 条（液体燃料・固体燃料・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、使用に際し火災の発生のおそれのある器具）で規制されます。

- 2 本条は、工業炉（溶解炉、焼入れ炉等）、食品加工炉、焼却炉、熱風炉、公衆浴場等の業務用ふろがま等が対象となるほか、条例第 3 条の 2 から第 10 条の 2 に規定する火気設備に該当しないものも本条の規定を受けます。

〈第 1 項について〉

第 1 号は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合の建築物等の構造基準を示すとともに、炉の火災予防上安全な距離の確保について規定したものです。

※ 「不燃材料で有効に仕上げをした建築物」とは、室温摂氏 35℃で火気設備を使用した場合に、火気設備に面する下地の可燃材料等の温度が、摂氏 100℃を超えないものをいい、建築基準法第 2 条第 8 号の防火構造（平成 12 年建設省告示第 1359 号第 1 号ハ(3)(ii)(イ)～(ホ)）が該当します。

第2号は、可燃物が落下し、着火するおそれがないように規定したものです。

第3号は、可燃性のガス又は蒸気（固体又は液体から発生した気体）の引火源とならないように規定したものです。

第4号は、火気設備からの出火した場合、万一避難上の障害とならないように階段、避難口等からの有効な距離を確保するため規制したものです。

第5号は、燃焼に必要な空気が不足し、不完全燃焼を起こさないよう燃焼に必要な空気が十分得られるほか、換気が行える位置に設置しなければならない旨を規定したものです。

第6号は、炉の底面が接する部分の材質、構造に関する規制で、炉は土間又は金属以外の不燃材料で造った床上に設けることを原則としています。

※ 床面の通気をはかる等（直接熱が伝わらない措置）防火上有効な措置を講じた場合には、金属の不燃材料で造った床上又は金属を含む不燃材料で造った台上に設けることができます。

第7号の「使用に際し火災の発生のおそれのある部分」とは、火気設備の本体部分（取付枠、支持台及び本体と一体となっている付属設備を含む。）の構造すべてを指し、不燃材料で造ることを規定しています。

※ 扉の握手等の小部分で、炭化、着火等のおそれのない部分については、不燃材料以外の材料とすることができます。

第8号は、火気設備が一定規模以上の地震による振動又はこれに相当する地震以外の原因による振動、衝撃（落下物による衝撃など。）により容易に転倒、破損しないよう火気設備自体の安定性、強度及び固定について規定したものです。

第9号は、通常の使用状態で、炉の表面温度に可燃物が接触しても発火しない温度に保つことを規定したものです

第10号は、立ち消え等によるトラブルを未然に防止するため規定したものです。

第11号は、高温気体、可燃性ガス又は蒸気が放出されることによる火災危険を排除するもので、炉の上方に傘上の天蓋を設けて高温気体及び火の粉の飛散を妨げるとともに、これを屋外に導くための煙突状排気筒を設けるよう規制しています。

※ 「開放炉」とは、鋳物工場、焼入工場等に見られる工業用の炉で、燃焼ガス、火の粉等が煙突又は排気筒を介さずに直接放出する構造のものをいう。

第12号は、溶鋳炉、鋳物用の溶融炉、固体の油脂溶の溶融等に関する規制で、溶融中又は溶融物の取出し等の場合、溶融物があふれることにより、溶融物自体が着火し、又は周囲の可燃物へ着火する等の危険を排除するための規定です。

※ 「安全に誘導する装置」とは、例えば周囲に溝を掘るか、又は誘導する囲いを設けるなどの措

置をいいます。

第 14 号は、熱風炉について、その風道、すなわち加熱された空気等の伝送管について規定したものです。

※ 「防火ダンパー」とは、通常延焼を防止するために、熱風又は火粉を遮断する金属製の閉鎖装置をいう。

第 15 号は、薪、石炭、炭、練炭等の取灰による火災発生の危険を排除するための規定です。

第 17 号は、軽油、重油、灯油、ガソリン等の液体燃料を使用する炉の付属設備（燃料タンク、配管等）の位置、構造等について規定したものです。

※ 上記液体燃料は現状では、すべて危険物等に該当し、その貯蔵又は取り扱う数量が、指定数量以上の場合には危政令、危険物の規制に関する規則の規制を受けることになり、また、指定数量未満の場合には、第 4 章の指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等第 30 条から第 32 条までの規定に適合しなければなりません。

第 18 号は、液体燃料又は気体燃料の蒸気又はガスの滞留による爆発危険を排除するとともに、開閉の可能な金属製の小さな窓、耐熱性ガラスののぞき窓を設け、燃焼状況を確認できる構造とすること。また、配管の構造等について規定したものです。

第 18 号の 2 の「必要に応じ」とは、炉の形態や燃焼方式等によっては、必ずしもこれらの安全装置を設ける必要がないものもあるため、個々の設備に応じた安全装置を設けるべきことを規定したものです。

※ 安全装置が設けられていない設備にあっても、一般財団法人日本燃焼器具検定協会、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般財団法人電気安全環境研究所又は一般財団法人日本品質保証機構の検査合格品については、これらの安全装置が設けられたものと同等の安全性を有しているとみなします。

第 18 号の 3 は、原則として、気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の付属設備は火花の発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト等の隠ぺい場所に設けないよう規定したものです。

第 19 号は、電気を熱源とする炉の電気配線等の構造及び過熱防止等の設置について規定したものです。

<第 2 項について>

電気を熱源とした炉についての点検及び維持管理等について規定したものです。

<第 3 項について>

入力 350 キロワット以上の炉の規制で、この設備から出火した場合の延焼拡大防止対策のため、

不燃材料等で区画した室内に設けることを規定したものです。

<第4項について>

前3項の規定のほか、液体燃料を使用する炉等の位置、構造及び管理の基準については、第4章第1節指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等第30条、第31条の2から第31条の5まで（第31条の4第2項第1号から第3号まで及び第8号を除く。）を準用することを規定しています。

(ふろがま)

第3条の2 ふろがまの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) かま内にすすが付着しにくく、かつ、目詰まりしにくい構造とすること。
- (2) 気体燃料又は液体燃料を使用するふろがまには、空だきをした場合に自動的に燃焼を停止できる装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ふろがまの位置、構造及び管理の基準については、前条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、主として家庭で使用する小型のふろがまを対象としたもので、公衆浴場等の営業用ふろがまは、条例第3条の「炉」の規制を受けます。

<第1項について>

第2号は、ふろがまや循環パイプの加熱による出火防止を目的として規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12号を除いて、ふろがまに準用されることを規定しています。

(温風暖房機)

第3条の3 温風暖房機の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加熱された空気に、火粉、煙、ガス等が混入しない構造とし、熱交換部分を耐熱性の金属材料等で造ること。
- (2) 温風暖房機に附属する風道にあつては、不燃材料以外の材料による仕上げ又はこれに類似する仕上げをした建築物等の部分及び可燃性の物品との間に次の表に掲げる式によって算定した数値（入力70キロワット以上のものに附属する風道にあつては、算定した数値が15以下の場合、15とする。）以上の距離を保つこと。ただし、厚さ2センチメートル以上（入

力 70 キロワット以上のものに附属する風道にあつては、10 センチメートル以上) の金属以外の不燃材料で被覆する部分については、この限りでない。

風道からの方向	距離 (単位 センチメートル)
上方	$L \times 0.70$
側方	$L \times 0.55$
下方	$L \times 0.45$

この表においてLは、風道の断面が円形の場合は直径、矩形の場合は長辺の長さとする。

2 前項に規定するもののほか、温風暖房機の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、暖房を主目的として温風を発生させる装置を有するもののうち、燃焼ガス及び燃焼生成物が温風に混入しない構造の設備について規定したものです。

<第1項について>

第2号は、不燃材料による仕上げ又はグラスウール、ロックウール等の不燃材料で被覆する部分以外においては、離隔距離を確保しなければならないことを規定しています。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12条を除いて、温風暖房機に準用されることを規定しています。

(厨房設備)

第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備（以下「厨房設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋（以下「排気ダクト等」という。）は、次によること。

ア 排気ダクト等は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造ること。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

イ 排気ダクト等の接続は、フランジ接続、溶接等とし、気密性のある接続とすること。

ウ 排気ダクト等は、建築物等の可燃性の部分及び可燃性の物品との間に10センチメートル以

上の距離を保つこと。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。

エ 排気ダクトは、十分に排気を行うことができるものとする。

オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。

カ 排気ダクトは、曲り及び立下りの箇所を極力少なくし、内面を滑らかに仕上げる。

(2) 油脂を含む蒸気を発生させるおそれのある厨房設備の天蓋は、次によること。

ア 排気中に含まれる油脂等の付着成分を有効に除去することができるグリスフィルター、グリスエクストラクター等の装置（以下「グリス除去装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のものにあつては、この限りでない。

イ グリス除去装置は、耐食性を有する鋼板又はこれと同等以上の耐食性及び強度を有する不燃材料で造られたものとする。ただし、当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

ウ 排気ダクトへの火炎の伝送を防止する装置（以下「火炎伝送防止装置」という。）を設けること。ただし、排気ダクトを用いず天蓋から屋外へ直接排気を行う構造のもの又は排気ダクトの長さ若しくは当該厨房設備の入力及び使用状況から判断して火災予防上支障がないと認められるものにあつては、この限りでない。

エ 次に掲げる厨房設備に設ける火炎伝送防止装置は、自動消火装置とすること。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16)の2)項及び(16)の3)項に掲げる防火対象物の地階に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(イ) (ア)に掲げるもののほか、高さ31メートルを超える建築物に設ける厨房設備で当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が350キロワット以上のもの

(3) 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

(4) 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

2 前項に規定するもののほか、厨房設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。この場合において、第3条第3項の規定中「入力」とあるのは、「当該厨房設備の入力と同一厨房室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるものとする。

【解説】

本条は、調理を目的として又は調理の用に供する設備とそれに付属する排気ダクト等について規定したもので、本条で規制される火気設備は、業務用、一般家庭を問わず、また、使用場所も飲食店、家庭の台所、事務所の給湯室や給食センター等多岐にわたっています。

※ 厨房設備の種類としては、煮炊き用（こんろ、レンジ、めんゆで器等）、焼き物用（オーブン、グリル、サラマnder等）、揚げ物用（フライヤー等）、炊飯用（炊飯器等）保温用（温蔵庫、ベンマリー等）、その他（蒸し器、食器洗浄機、給茶器等）があります。

〈第1項について〉

ダクト火災の出火及び延焼を防止するための規定であり、排気ダクト及び天蓋の構造を規定したものです。

〈第2項について〉

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号から第14条までを除いて、厨房設備に準用されることを規定しています。

※ 第3条第3項に規定中「入力」を「厨房設備の入力と同一厨房設備室内に設ける他の厨房設備の入力の合計が」と読み替えるのは、厨房設備の場合、その使用形態上、同一室内において複数の設備が一体として同時に使用される場合が多いため、同一厨房室内に設ける厨房設備の入力の合計によることとしたものです。

（ボイラー）

第4条 ボイラーの構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 蒸気管は、可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分及びこれらに接触する部分を、けい藻土その他の遮熱材料で有効に被覆すること。
- （2） 蒸気の圧力が異常に上昇した場合に自動的に作動する安全弁その他の安全装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、ボイラーの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号及び第12号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、すべての種類及び大きさのボイラーを規制の対象としますが、労働安全衛生法に基づくボイラー及び圧力容器安全規則によって規制を受けるものについては、同規則との関係から本条による規定は適用されません。したがって、小型ボイラー及び簡易ボイラーが本条の適用となります。

〈第1項について〉

遮熱効果が防火上有効であるように被覆すること。また、安全装置について規定したものです。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12条を除いて、ボイラーに準用されることを規定しています。

(ストーブ)

第5条 ストーブ（移動式のものを除く。以下この条において同じ。）のうち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻（がら）受けを付設しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号まで及び第17号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、移動式以外のもの、すなわち、固定式ストーブに対する規定です。

※ 屋外に通ずる煙突を設けたものは固定式と解します。

<第1項について>

たき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常、ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定しています。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号から第14号まで及び第17号を除いて、ストーブに準用されることを規定しています。

(壁付暖炉)

第6条 壁付暖炉の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 背面及び側面と壁等との間に10センチメートル以上の距離を保つこと。ただし、壁等が耐火構造であつて、間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料で造ったものの場合にあつては、この限りでない。

(2) 厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造、れんが造、石造又はコンクリートブロック造とし、かつ、背面の状況を点検することができる構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、壁付暖炉の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第7号及び第9号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、建築物の壁に組込み、又は一体となって築造される壁付暖炉に対して規制したものです。

- ※ 単に装飾の目的で造られるもの、移動式のストーブを入れて利用するもの等、特に煙突を設けることを必要としない模造壁付暖炉等、これらの模造的なものは本条の対象とはならず、移動式のストーブを入れたものは、ストーブとして条例第 18 条から第 21 条に規定する器具の規制を受けることになります。

〈第 1 項について〉

第 1 号は、壁付暖炉の背面及び側面は、伝熱による火災危険を少なくするため、壁、柱その他建築物の部分から 10 センチメートル以上の間隔を保たなければならないことを規定しています。

- ※ 壁等が耐火構造の場合は、離隔距離を免除しています。

第 2 号は、壁付暖炉の耐火性について、その構造を規定し、目地のゆるみその他の亀裂等を発見し易いように、背面の点検ができる構造にすることを規定しています。

- ※ 前号ただし書の規定により間隔を保つことを要しない場合には、適用しません。

〈第 2 項について〉

条例第 3 条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 9 号から第 12 号までを除いて、壁付暖炉に準用されることを規定しています。

(乾燥設備)

第 7 条 乾燥設備の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 乾燥物品が直接熱源と接触しない構造とすること。
- (2) 室内の温度が過度に上昇するおそれのある乾燥設備にあつては、非常警報装置又は熱源の自動停止装置を設けること。
- (3) 火粉が混入するおそれのある燃焼排気により直接可燃性の物品を乾燥するものにあつては、乾燥室内に火粉を飛散しない構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、乾燥設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 11 号及び第 12 号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は熱源により、物品の水分を除去し乾燥させ又は油脂の固化を促進させるための設備の位置、構造について規定したものです。

〈第 1 項について〉

第 1 号は、乾燥物品が、乾燥するための熱源、すなわち蒸気管、熱媒管、電気による発熱体、

裸火等に接触することにより発火することを防止するための規定です。

第2号は、乾燥する室内の温度が異常上昇することにより、乾燥物品等室内の可燃物が発火することを防止するための規定です。

第3号は、乾燥物品に着火しないよう、火粉が混入するおそれのある燃焼排気によって、裸火等が直接乾燥物品に接触することを防止するための規定です。

〈第2項について〉

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第11号及び第12号を除いて、乾燥設備に準用されることを規定しています。

(サウナ設備)

第7条の2 サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
 - (2) サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。
- 2 前項に規定するもののほか、サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、電気、ガス又は蒸気を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空間を作る設備に係る位置、構造、管理の基準について規定したものです。

※ スイミングクラブや美容室及び一部の医療機関等において、低温サウナや採暖室等と称し、身体を乾かしたり、美容や医療的な目的に使用するなど特殊な例が見られますが、基本的には本条の適用を受けることとなります。

〈第1項について〉

第1号は、建築物等及び可燃物からの離隔距離の確保を規定したものです。

第2号は、サウナ室の温度が異常に上昇した時、自動的に電気、ガス等の燃料を遮断することができる手動停止装置及び自動停止装置を設けることを規定したものです。

〈第2項について〉

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第1号及び第10号から第12

条を除いて、サウナ設備に準用されることを規定しています。

(簡易湯沸設備)

第8条 簡易湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、簡易湯沸設備（入力が、12キロワット以下の湯沸設備をいう。）について規定したもので、条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第6号及び第10号から第15号まで、第2項第5号並びに第3項を除いて、簡易湯沸設備に準用されることを規定しています。

※ 本条及び次条の湯沸設備は、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の設備をいう。

(給湯湯沸設備)

第8条の2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第11号から第14号までを除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、入力12キロワットを超える湯沸設備について規定したもので、条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定のうち、同条第1項第11号から第14号までを除いて、同条の規定が準用されることを規定しています。

(燃料電池発電設備)

第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第44条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。）であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備

を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3 屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第8号から第10号まで並びに第2項並びに第12条第1項第1号、第3号及び第4号の規定を準用する。

4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける燃料電池発電設備であって出力10キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第10号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

5 前各項に規定するもののほか、燃料電池発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）第30条及び第34条の規定並びに電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）第44条の規定の例による。

【解説】

本条は、固体高分子型、リン酸型、熔融炭酸塩型又は固体酸化物型の燃料電池による発電設備のうち内部でバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備として規定したものです。

〈第1項について〉

屋内に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について、条例第3条の他、第11条及び第12条を準用する規定です。

〈第2項について〉

屋内に設ける固体高分子型燃料電池による発電設備のうち出力10キロワット未満で安全装置が設置されている燃料電池発電設備についての位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

〈第3項について〉

屋外に設ける燃料電池発電設備の位置、構造及び管理の基準について条例第3条の他、第11条及び12条を準用するが、屋外設置であることから第1項とは、準用条文が若干異なるものです。

〈第4項について〉

屋外に設ける固体高分子型燃料電池による発電設備のうち出力10キロワット未満で安全装置が設置されている燃料電池発電設備についての位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

〈第5項について〉

燃料電池発電設備の構造については、前各号に規定するほか発電用火力設備に関する技術基準並びに電気設備に関する技術基準の規定の例によるものと規定したものです。

(掘ごたつ及びいろり)

第9条 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

【解説】

本条は、掘ごたつ及びいろりについて規制したのですが、「置ごたつ」は、移動的なものであることから、器具として、第19条第1項第2号に規定されています。

〈第1項について〉

「火床」は、通常灰及び炭火を入れるための部分をいい、本項の「不燃材料」は、金属を含みますが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とするように配慮することが必要です。

〈第2項について〉

管理について、第3条第2項第1号及び第4号の規定が準用されることを規定しています。

(ヒートポンプ冷暖房機)

第9条の2 ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
- (2) 防振のための措置を講ずること。
- (3) 排気筒を設ける場合は、防火上有効な構造とすること。

2 前項に規定するもののほか、ヒートポンプ冷暖房機の内燃機関の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、ヒートポンプ式冷暖房機（冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備）の内燃機関の位置、構造及び管理の基準を規定したものです。

<第2項について>

第2号に規定する「防振のための措置」とは、内燃機関の存する床又は台を建築物その他の部分と別構造とするか、又はスプリングゴム、ゴム、砂及びコルク等により振動を吸収する構造とすることをいいます。

第3号に規定する「排気筒」とは、内燃機関の排気ガスを排出するための筒をいい、防火上有効な構造」とは、排気筒の遮熱材を不燃材料にすることの他に排気筒を可燃物と接触させないこと及び排気ガスの熱により燃焼するおそれのある可燃物の付近に排気口を設けないようにすることが含まれます。

<第2項について>

条例第3条の炉の位置、構造及び管理についての規定が同条第1項第10号から第15号まで、第18号、第18号の2及び第19号、第2項第5号並びに第3項を除いて、ヒートポンプ冷暖房機に準用されることを規定しています。

（火花を生ずる設備）

第10条 グラビヤ印刷機、ゴムプレッダー、起毛機、反毛機その他その操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備（以下「火花を生ずる設備」という。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 壁、天井（天井のない場合においては、屋根）及び床の火花を生ずる設備に面する部分の仕上げを準不燃材料とした室内に設けること。
- （2） 静電気による火花を生ずるおそれのある部分に、静電気を有効に除去する措置を講ずること。
- （3） 可燃性の蒸気又は微粉を有効に除去する換気装置を設けること。
- （4） 火花を生ずる設備のある室内においては、常に、整理及び清掃に努めるとともに、みだりに火気を使用しないこと。

【解説】

本条は、操作に際し、火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気又は微粉を放出する設備の位置、構造、管理について規定したものです。

※ ゴムスプレッターは、主として布等にゴムを引く設備、起毛機は生地を毛ばだてる設備、反毛機は原毛、ぼろ等をたたいて綿をほぐす設備です。

<第1項について>

第1号は、本条が対象とする設備は、火災を拡大する危険性を含むものであり、設置する室の設備に面する部分の仕上げを準不燃材料にすることにより、延焼を防ぐため規定したものです。

第2号に規定する「静電気を除去するための措置」とは、設備から発生する静電気を過度に蓄積させないような措置をいいます。

第3号は、室内に可燃性の蒸気又は微粉が充満して一定の量に達すると、火花により室全体が爆発的に燃焼する危険があり、また、室の空間の一部においても同様に急激な燃焼をすることになるので、十分に換気をして、このような事故を防止しようとするものです。

※ 「換気装置」としては、強制換気装置のほかに、外気に面する換気上有効な開口部を含みます。

第4号については、火花等による着火を防止するため微粉を堆積させないことが重要です。

(放電加工機)

第10条の2 放電加工機(加工液として法第2条第7項に規定する危険物を用いるものに限る。以下同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 加工槽内の放電加工部分以外における加工液の温度が、設定された温度を超えた場合において、自動的に加工を停止できる装置に設けること。
- (2) 加工液の液面の高さが、放電加工部分から液面までの間に必要最小限の間隔を保つために設定された液面の高さより低下した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (3) 工具電極と加工対象物との間の炭化生成物の発生成長等による異常を検出した場合において、自動的に加工を停止できる装置を設けること。
- (4) 加工液に着火した場合において、自動的に消火できる装置に設けること。

2 放電加工機の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 引火点70度未満の加工液を使用しないこと。
- (2) 吹きかけ加工その他火災の発生のおそれのある方法による加工を行わないこと。
- (3) 工具電極を確実に取り付け、異常な放電を防止すること。
- (4) 必要な点検及び整備を行い、火災予防上有効に保持すること。

3 前2項に規定するもののほか、放電加工機の位置、構造及び管理の基準については、前条（第2号を除く。）の規定を準用する。

【解説】

本条は、危険物を加工液として使用する放電加工機について、加工液に引火することによる火災の発生を防止するために必要な位置、構造及び管理についての基準を定めたものです。

※ 加工液として危険物を使用していない場合は、本条の適用を受けません。

＜第1項について＞

危険物を加工液として使用する放電加工機の構造基準について規定したものです。

第1号は、加工液の温度が、あらかじめ設定した温度を超えた場合に自動的に加工を停止する自動停止装置を義務付けたものです。

第2号は、加工中に何らかの理由により加工液の液面が高さより低下した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置を義務付けたものです。

第3号は、放電加工中には加工くずが発生しますが、これらをうまく除去できない場合、異常放電を起こし、加工対象物と工具電極の間に炭化物が付着し、これが液面に露出することもあり引火する危険性があるため、これらの炭化生成物を検出した場合に自動的に加工を停止する自動停止装置の設置を義務付けたものです。

第4号については、加工液に引火した場合すみやかに火災を感知し消火が行われるように自動消火装置の設置を義務付けたものです。

※ 危険物保安技術協会では、第1項各号に規定する構造も含め、放電加工機の安全確認のための試験を行っており、これに合格した製品には「放電加工機型式試験確認証」が貼付されています。

＜第2項について＞

放電加工機を使用する場合の管理方法について規定したものです。

＜第3項について＞

放電加工機について、火災予防上必要な事項について前条の規定（第2号を除く。）を準用するものです。

（変電設備）

第11条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のもの及び次条に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1） 水が浸入し、又は浸透するおそれのない位置に設けること。

- (2) 可燃性又は腐食性の蒸気又はガスが発生し、又は滞留するおそれのない位置に設けること。
 - (3) 変電設備（消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては、はり又は屋根。以下同じ。）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。
 - (3)の2 キュービクル式のものにあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。
 - (3)の3 第3号の壁等をダクト、ケーブル等が貫通する部分には、すき間を不燃材料で埋める等火災予防上有効な措置を講ずること。
 - (4) 屋外に通ずる有効な換気設備を設けること。
 - (5) 見やすい箇所に変電設備である旨を表示した標識を設けること。
 - (6) 変電設備のある室内には、係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
 - (7) 変電設備のある室内は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (8) 定格電流の範囲内で使用すること。
 - (9) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要に応じ設備の各部分の点検及び絶縁抵抗等の測定試験を行わせ、不良箇所を発見したときは、直ちに補修させるとともに、その結果を記録し、かつ、保存すること。
 - (10) 変圧器、コンデンサーその他の機器及び配線は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。
 - 3 前項に規定するもののほか、屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のものを除く。）の位置、構造及び管理の基準については、第1項第3号の2及び第5号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、屋内及び屋外に設ける変電設備からの火災危険を排除するとともに、他の施設への延焼を防止するため、変電設備の位置、構造及び管理について規定したものです。

<第1項について>

変電設備を屋内に設ける場合の位置、構造及び管理について必要事項を規定したものです。

<第2項について>

屋外に設ける変電設備と他の建築物との離隔距離を規定したものです。

※ 変電設備と相対する建築物の外壁の前面を不燃材料で造り、又は覆い、かつ、開口部のない場合は、3メートル以上の距離をとらなくてもよいとしたものです。

<第3項について>

屋外に設ける変電設備についても、設置する場所及び換気等を除いて屋内に設置する変電設備の規定を準用しています。

(急速充電設備)

第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) その筐（きょう）体は不燃性の金属材料で造ること。
- (2) 堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- (3) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。
- (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (7) 漏電、地絡及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、漏電、地絡又は制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (8) 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (9) 異常な高温とならないこと。ただし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
- (10) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。

- (11) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
 - (12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。
 - ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - イ 異常な高温とならないこと。ただし、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。
 - (13) 急速充電設備の周囲は、換気、点検及び整備に支障のないようにすること。
 - (14) 急速充電設備の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、油ぼろその他の可燃物をみだりに放置しないこと。
- 2 前項に規定するもののほか、急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、前条第1項第2号、第5号、第8号及び第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、電気自動車用急速充電設備の位置、構造及び管理について規定したものです。

(内燃機関を原動力とする発電設備)

- 第12条 屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。
- (1) 容易に点検することができる位置に設けること。
 - (2) 防振のための措置を講じた床上又は台上に設けること。
 - (3) 排気筒は、防火上有効な構造とすること。
 - (4) 発電機、燃料タンクその他の機器は、堅固に床、壁、支柱等に固定すること。
- 2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3並びに第11条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 3 屋外に設ける内燃機関を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第17号及び第18号の3、第11条第1項第3号の2及び第5号から第10号まで並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。この場合において、第3条第1項第17号ウ中「たき口」とあるのは、「内燃機関」と読み替えるものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、屋外に設ける気体燃料を使用するピストン式内燃機関を原動力とす

る発電設備であって出力 10 キロワット未満のものうち、次の各号に掲げる基準に適合する鋼板（板厚が 0.8 ミリメートル以上のものに限る。）製の外箱に収納されているものの位置、構造及び管理の基準については、第 3 条第 1 項第 1 号（アを除く。）及び第 18 号の 3、第 11 条第 1 項第 7 号、第 8 号及び第 10 号並びに本条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定を準用する。

（1）断熱材又は防音材を使用する場合は、難燃性のものを使用すること。

（2）換気口は、外箱の内部の温度が過度に上昇しないように有効な換気を行うことができるものとし、かつ、雨水等の浸入防止の措置が講じられているものであること。

5 前各項に規定するもののほか、内燃機関を原動力とする発電設備の構造の基準については、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令第 27 条の規定の例による。

【解説】

本条は、内燃機関（ガスタービンを含む。）を原動力とする発電設備の位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

（蓄電池設備）

第 13 条 屋内に設ける蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が 4,800 アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。）の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 前項に規定するもののほか、屋内に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号並びに第 11 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 6 号まで及び第 9 号の規定を準用する。

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第 10 条第 4 号、第 11 条第 1 項第 3 号の 2、第 5 号、第 6 号及び第 9 号並びに第 2 項並びに本条第 1 項の規定を準用する。

【解説】

本条は、定格容量と電槽数の合計が 4,800 アンペアアワー・セル以上の蓄電池設備を設置する場合の位置、構造及び管理の基準について規定したものです。

※ 「蓄電池設備」とは、蓄電池を主体としてこれに充電する装置等を含む設備の一体をいう。

（ネオン管灯設備）

第14条 ネオン管灯設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 点滅装置は、低圧側の容易に点検できる位置に設けるとともに、不燃材料で造った覆いを設けること。ただし、無接点継電器を使用するものにあつては、この限りでない。
- (2) 変圧器を雨のかかる場所に設ける場合にあつては、屋外用のものを選び、導線引出部が下向きとなるように設けること。ただし、雨水の浸透を防止するために有効な措置を講じたときは、この限りでない。
- (3) 支枠その他ネオン管灯に近接する取付材には、木材（難燃合板を除く。）又は合成樹脂（燃性及び難燃性のものを除く。）を用いないこと。
- (4) 壁等を貫通する部分の碍（がい）管は、壁等に固定すること。
- (5) 電源の開閉器は、容易に操作しやすい位置に設けること。

2 ネオン管灯設備の管理の基準については、第11条第1項第9号の規定を準用する。

【解説】

本条は、ネオン管灯設備（ネオンサイン設備）の位置、構造及び管理について規定したものです。

（舞台装置等の電気設備）

第15条 舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備又は工事、農事等のために一時的に使用する電気設備（以下「舞台装置等の電気設備」という。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 舞台装置又は展示装飾のために使用する電気設備は、次によること。
 - ア 電灯は、可燃物を過熱するおそれのない位置に設けること。
 - イ 電灯の充電部分は、露出させないこと。
 - ウ 電灯又は配線は、著しく動揺し、又は脱落しないように取り付けること。
 - エ アークを発生する設備は、不燃材料で造ること。
 - オ 1の電線を2以上の分岐回路に使用しないこと。
- (2) 工事、農事等のために一時的に使用する電気設備は、次によること。
 - ア 分電盤、電動機等は、雨雪、土砂等により障害を受けるおそれのない位置に設けること。
 - イ 残置灯設備の電路には、専用の開閉器を設け、かつ、ヒューズを設ける等自動遮断の措置を講ずること。

2 舞台装置等の電気設備の管理の基準については、第11条第1項第7号から第10号までの規定を準用する。

【解説】

本条は、催物等で舞台装置、展示装飾のために使用するもの及び工事、農事等のため一時的に使用する電気設備について規定したものです。

※ 「舞台装置若しくは展示装飾のために使用する電気設備」とは、必ずしも一時的に使用するもののみを対象とするものではなく、恒久的な設備についても本条の適用を受けます。

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。

2 避雷設備の管理については、第 11 条第 1 項第 9 号の規定を準用する。

【解説】

本条は、避雷設備について、落雷による火災を防止するために必要な事項を規定したものです。

(水素ガスを充てんする気球)

第 17 条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 煙突その他火気を使用する施設の付近において掲揚し、又は係留しないこと。
- (2) 建築物の屋上で掲揚しないこと。ただし、屋根が、不燃材料で造った陸屋根で、その最小幅員が気球の直径の 2 倍以上である場合においては、この限りでない。
- (3) 掲揚に際しては、掲揚網と周囲の建築物又は工作物との間に水平距離 10 メートル以上の空間を保有するとともに、掲揚網の固定箇所にはさく等を設け、かつ、立入りを禁止する旨を標示すること。ただし、前号ただし書の規定により建築物の屋上で掲揚する場合においては、この限りでない。
- (4) 気球の容積は、15 立方メートル以下とすること。ただし、観測又は実験のために使用する気球については、この限りでない。
- (5) 風圧又は摩擦に対し十分な強度を有する材料で造ること。
- (6) 気球に付設する電飾は、気球から 3 メートル以上離れた位置に取り付け、かつ、充電部分が露出しない構造とすること。ただし、過熱又は火花が生じないように必要な措置を講じたときは、気球から 1 メートル以上離れた位置に取り付けることができる。
- (7) 前号の電飾に使用する電線は、断面積が 0.75 平方ミリメートル以上（文字網の部分に使用するものにあつては、0.5 平方ミリメートル以上）のものを用い、長さ 1 メートル以下（文字網の部分に使用するものにあつては、0.6 メートル以下）ごと及び分岐点の付近において支持

すること。

- (8) 気球の地表面に対する傾斜角度が45度以下となるような強風時においては、掲揚しないこと。
- (9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。
 - ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
 - イ 操作者以外の者が近接しないようい適当な措置を講ずること。
 - ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。
 - エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
 - オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。
- (10) 水素ガスが90容量パーセント以下となった場合においては、詰替えを行うこと。
- (11) 掲揚中又は係留中においては、監視人を置くこと。ただし、建築物の屋上その他公衆の立ち入るおそれのない場所で掲揚し、又は係留する場合にあつては、この限りでない。
- (12) 多数の者が集合している場所において運搬その他の取扱いを行わないこと。

【解説】

本条は、水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理について規定したものです。

(火を使用する設備に附属する煙突)

第17条の2 火を使用する設備（燃料電池発電設備を除く。）に附属する煙突は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 構造又は材質に応じ、支杵、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等を貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。
- (5) 前各号に規定するもののほか、煙突の基準については、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定を準用する。

【解説】

本条は、火を使用する設備に付属する煙突の位置、構造及び管理について規定したものです。

<第5号について>

建築基準法施行令第 115 条「建築物に設ける煙突」の位置及び構造の規定を準用することを規定したものです。

(基準の特例)

第 17 条の 3 この節の規定は、この節に掲げる設備について、消防長が、当該設備の位置、構造及び管理並びに周囲の状況から判断して、この節の規定による基準によらなくとも、火災予防上支障がないと認めるとき、又は予想しない特殊の設備を用いることにより、この節の規定による基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

【解説】

本条は、本節の基準によらなくとも消防長が火災予防上安全であると認めた火気設備については、特例設置を認めることができることとして、弾力的に運用ができるように規定したものです。